

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）

平成30年12月25日 閣議決定

【厚生労働省】

（４）児童福祉法（昭22 法164）、雇用保険法（昭49 法116）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平3 法76）

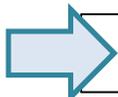
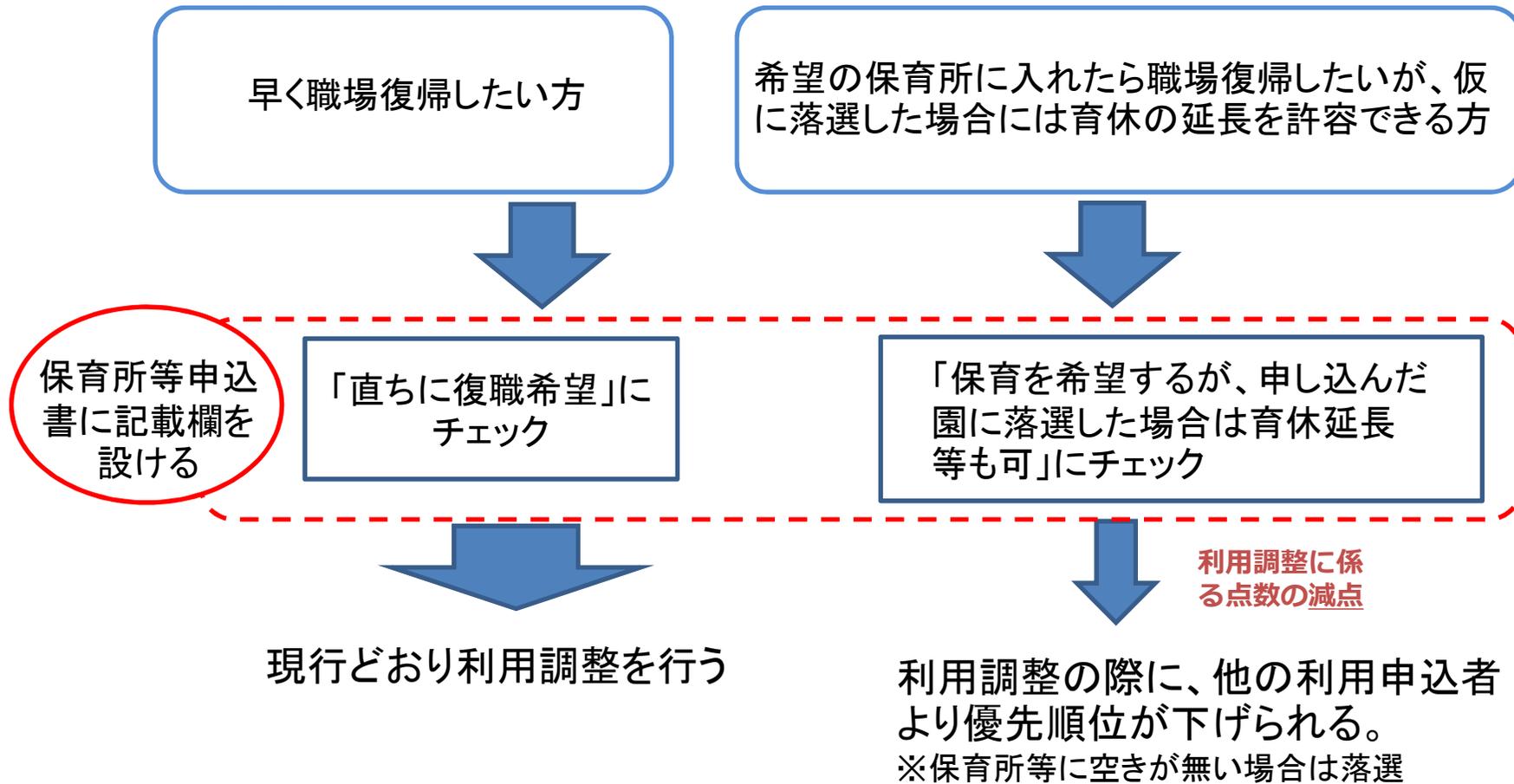
育児休業及び育児休業給付金の期間延長に係る手続については、保育所等の利用調整における公平性を確保するとともに、育児休業等の制度の適切な運用を図るため、以下のとおりとする。

- ・保育所等の利用調整に当たり、保護者からの申込みのうち、保育の必要性の高い者を優先的に取り扱うため、所要の調整方法を地方公共団体に2018 年度中に通知する。
- ・育児休業等の制度の趣旨に則った同制度の活用を促す方法について検討し、2018 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

なお、育児休業等の延長制度の在り方については、提案の趣旨や保育所の整備状況等を踏まえつつ、中長期的に検討を行い、必要な措置を講ずる。

- 保育所等の利用調整に当たり、入園希望者が申し込んだ保育所等に入れなかった場合に育児休業の延長が可能か否かをあらかじめ表示させる等の手法により、保育ニーズの高い方を優先的に扱うなどの運用上の工夫の方法を、国から自治体に提示。

<運用上の工夫のイメージ>



公平な利用調整を実現するとともに、過剰な事務負担の軽減を図る

地方分権提案への対応策(2)

第85回地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門
部会(平成30年10月22日)厚生労働省提出資料抜粋

明らかに制度趣旨とは異なると思われる育児休業・給付の延長の申出があった場合に、やむを得ない理由を確認できるようにし、適切に対処する。

第一希望の
保育所等に当選

内定辞退

二次調整に申込み

落選

保留決定通知書

第一希望の保育所等に当選したのに辞退して、
二次調整に申し込んで落選した旨を通知書に記載

確認審査

※保留決定通知書にその旨の記載がある場合、会社・ハローワークにおいて、
内定の辞退にやむを得ない理由があったかどうかを確認審査

育休・給付の延長可否を決定

育児休業制度の適切な運用が図られる